

藤沢市内部統制基本指針

藤沢市は、「郷土愛あふれる藤沢」を目指して、藤沢市市政運営の総合指針2024の着実な実行に取り組みます。

「郷土愛あふれる藤沢」の実現に向けて「市民から信頼される市政運営」は、その基盤となるものであり、信頼を確保するため、内部統制体制を推進します。

本市は、事務事業の適正な執行を確保し、内部統制の4つの目的（①法令等の遵守、②事務事業の有効性及び効率性の確保、③財務報告の信頼性の確保、④資産の保全）を達成するため、基本指針を次のように定めます。

一、「藤沢市における法令の遵守に関する条例」に基づき、職員の倫理の保持及び法令の遵守を図るとともに、職員による公正な職務執行を確保します。

一、事務事業における業務プロセスを明確にし、リスクを把握及び管理することで、有効性及び効率性を確保します。

一、会計事務など財務に関する業務プロセスにおいて、ルールを適切に運用することで、財務報告の信頼性を確保します。

一、市有財産を適正に管理するとともに、有効かつ効率的な資産の取得、活用及び処分等に努めます。

2021年（令和3年）4月1日

藤沢市長 